

諮問日：平成30年11月5日（平成30年度（最情）諮問第55号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第4号）

件名：司法修習生指導担当者協議会に関する文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年7月に開催された司法修習生指導担当者協議会に関する、①出席者名簿、②配付資料（開催要領は除く。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

第67期集合修習A班カリキュラムの概要、第67期集合修習B班カリキュラムの概要及び第68期導入修習カリキュラムの概要が最高裁判所によって開示されたにもかかわらず、特に弊害は発生していないと思われることからすれば、本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、別紙記載5、6、8、44及び45の文書のうち司法修習のカリキュラムの内容や実施方法、課題等に関する記載であるところ、本件

不開示部分を開示すると、司法修習生が希望する進路に影響がありそうな部分や、成績評価に影響しそうな部分のみに焦点を絞って学修し、広い範囲での積極的・主体的な学修をしなくなり、修習の目的が達成されず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件不開示部分には、事前課題に関する記載が含まれるところ、これは、単に回答をするだけでなく、司法修習生が自ら積極的かつ主体的に調査・検討して回答を導き出す過程が重要なものであるが、課題の内容を公にすると、模範解答案が作成されて流布する可能性があり、それによって、司法修習生が安易にこれを利用して、自ら積極的かつ主体的な学修をしなくなるなど、修習の目的が達成できなくなるおそれが生じる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月22日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は別紙記載5、6、8、44及び45の文書のうち司法修習のカリキュラムの内容や実施方法、課題等に関する記載であることが認められる。

苦情申出人は、同種の文書が開示された例を挙げて、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当しないと主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所において本件の開示申出を受けて本件開示文書について検討した結果、本件不開示部分について不開示事由があると判断したとのことであり、本件不開示部分の記載内容に照らして検討すれば、本件不開示部分を開示すると、司法修習生が希望する進路や成績評価に影響があ

ると推測される部分に焦点を絞って学修したり，事前課題の模範解答案が流布して安易に利用されたりして，修習の目的が達成されず，修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

したがって，本件不開示部分は，法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから，原判断については，本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成28年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）出席者名簿
- 2 平成28年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）出席者名簿
- 3 平成28年度司法修習生指導担当協議会 協議事項
- 4 資料目録
- 5 第68期集合修習A班カリキュラムの概要
- 6 第68期集合修習B班カリキュラムの概要
- 7 第69期修習日程
- 8 第69期導入修習カリキュラムの概要
- 9 平成27年度（第69期）司法修習生A班集合修習日程予定表
- 10 平成27年度（第69期）司法修習生B班集合修習日程予定表
- 11 第68期司法修習生の貸与申請の状況（平成27年11月27日現在）
- 12 第69期司法修習生の貸与申請の状況（平成28年3月28日現在）
- 13 第70期修習日程
- 14 第70期事務日程
- 15 全国プログラムの募集から決定まで（第70期）
- 16 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果（第68期分）
- 17 第68期導入修習の評価の概要
- 18 第68期導入修習の評価について（民事裁判）
- 19 第68期導入修習の評価について（刑事裁判）
- 20 第68期導入修習の評価について（検察）
- 21 第68期導入修習の評価について（民事弁護）
- 22 第68期導入修習の評価について（刑事弁護）
- 23 第69期導入修習に関するアンケート集計結果
- 24 幹事会ワーキンググループにおける検討結果
- 25 「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習の実施について

(依頼)

- 2 6 【比較版（67期, 68期）】修習結果簿（民事裁判修習：第1クール）集計結果
- 2 7 【比較版（67期, 68期）】修習結果簿（第1クール：刑事裁判修習）集計結果
- 2 8 【比較版（67期, 68期）】修習結果簿（第1クール：検察修習）集計結果
- 2 9 【比較版（67期, 68期）】修習結果簿（第1クール：弁護修習）集計結果
- 3 0 座学等集計表（第66期・第68期・第69期の比較）
- 3 1 第69期の選択型実務修習（全国プログラム）拡充の取組
- 3 2 選択型実務修習における全国プログラムへの修習生の応募推進について（依頼）
- 3 3 選択型実務修習 全国プログラム集計（第69期）
- 3 4 法曹養成制度改革の更なる推進について
- 3 5 法曹養成制度改革のための連絡協議体制について
- 3 6 第69期 修習結果簿集計結果（民事裁判修習：第1クール）
- 3 7 【69期】 修習結果簿（第1クール：刑事裁判修習）集計結果
- 3 8 【69期】 修習結果簿（第1クール：検察修習）集計結果
- 3 9 【69期】 修習結果簿（第1クール：弁護修習）集計結果
- 4 0 H28指担協・民事裁判分科会配布資料一覧
- 4 1 新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について
- 4 2 分野別実務修習（民事裁判）について - 補足 -
- 4 3 分野別実務修習における指導のガイドライン
- 4 4 民事裁判教官室からのガイダンス
- 4 5 第69期導入修習カリキュラムの概要

- 4 6 分野別実務修習のイメージ
- 4 7 集合修習のイメージ
- 4 8 実務修習結果簿（民事裁判修習用）
- 4 9 分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案
- 5 0 分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案（見え消し）
- 5 1 実務修習結果簿（刑事裁判修習用）
- 5 2 分野別実務修習のガイドライン
- 5 3 実務修習結果簿（検察修習用）
- 5 4 **【弁護実務修習ガイドライン】**
- 5 5 実務修習結果簿（弁護修習用）